

平成20年9月22日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。  
平成20年9月市議会定例会の最終日となりました。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）この際報告いたします。

経済建設委員会委員長 清水君から平成20年9月16日付をもって議案1件が、同じく文教厚生委員会委員長 平林君から平成20年9月17日付をもって議案1件が、同じく議会運営委員会委員長 山田君から平成20年9月22日付をもって議案2件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（中上良隆君）この際、当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

経済部長。

○経済部長（山本重男君）おはようございます。

去る9月11日の議案審議におきまして、議案第14号 訴訟の提起 につきまして、瀧議員のご質問に対する答弁の中で、擁壁をL字型と答弁させていただきましたが、L字型ではなく、議案書のとおりブロック積みでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（中上良隆君）ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 平林君、15番 石橋君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成19年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第17 認定第16号 平成19年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの16件

○議長（中上良隆君）日程第2 認定第1号 平成19年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第17 認定第16号 平成19年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの16件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成19年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第18 議案第8号 橋本市ふるさと応援基金条例の制定について と、日程第19 議案第13号 字の新設について の2件

○議長（中上良隆君）日程第18 議案第8号 橋本市ふるさと応援基金条例の制定について

と、日程第19 議案第13号 字の新設について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）おはようございます。それでは、総務委員会の委員長報告を行います。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第8号 橋本市ふるさと応援基金条例の制定について、議案第13号字の新設について を審査するため、9月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第8号は、平成20年4月に、ふるさと納税制度関係法律案が成立したことにより、地方公共団体に寄附金を納めていただくと、一定限度まで個人住民税や所得税が軽減されるようになり、本市においては、「ふるさと橋本応援寄附金」の名称で寄附金を募集し、いただいた寄附金を適正に管理運用するため、橋本市ふるさと応援基金を設置するものである。

委員から、第7条において、本基金は、「元気なまち橋本市」を創出するための五つのプロジェクトに充当するとしているが、寄附いただく方の意思は尊重されるのか とのただしがあり、寄附者本人より、五つのプロジェクト以外の事業への充当申し出があった場合も、本条例第7条第6号の規定により寄附の受け入れはできる。また、納付された寄附金については、寄附者の意思をできる限り尊重することとし、本基金に積み立て、来年度以降の予算において基金を取り崩し、どの事業に充当するか財源内訳を表示することになるとの答弁がありました。

寄附申出書の書式は自治体によってさまざまであるが、本制度では、いかに寄附いただけるか自治体間の競争になるため、寄附者の意向をより記入しやすい申出書にするべきではないのか とのただしがあり、寄附者の意思については、現在、申出書のメッセージ欄に記入していただいているが、既に申し出いただいた方との均衡がとれる範囲で、より記入いただきやすい書式に変更したい との答弁がありました。

寄附金の税制上の優遇制度について ただしがあり、本条例第7条第6号の規定により、五つのプロジェクトを中心に、その他の事業に係る寄附についても優遇制度の適用対象となる。ただし、特定団体に対する補助金への充当に係る寄附など、一部適用対象外のものもある との答弁がありました。

議案第13号は、独立行政法人都市再生機構が施行している橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理事業において、使用収益が平成21年、換地処分が平成24年に予定されており、当該事業の換地処分予定区域及び隣接区域をもって行政区画としたいと、新たに「紀ノ光台」という字を設置するものである。なお、この名称は、当地区の企業立地や住宅地の発展をめぐして、紀州の「紀」を使用することにより全国に情報発信し、当地区の地形、地勢から日の当たる住宅地や清らかな紀の川の光り輝く姿を連想させる「光」を使用し、また、「台」を使うことにより、橋本林間田園都市との一連性を保つように考慮している。

委員から、区域面積について ただしがあり、全体面積が約126.4haで、一丁目は31.4ha、二丁目は39.6ha、三丁目は55.4haである との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 橋本市ふるさと応援基金条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 字の新設について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第10号 橋本市公共施設等管理基金条例の制定について と、日程第21 議案第12号 市道の認定及び廃止

について の2件

○議長（中上良隆君）日程第20 議案第10号 橋本市公共施設等管理基金条例の制定について と、日程第21 議案第12号 市道の認定及び廃止について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）去る9月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第10号 橋本市公共施設等管理基金条例の制定について、議案第12号 市道の認定及び廃止について を審査するため、9月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第10号は、宅地開発により施行者から市に移管された道路・緑地・広場等、また、企業誘致関連により法人から市に移管された土地、建物及び工作物といった公共施設等の維持管理に必要な資金に充てるため、公共施設等管理基金を設置するものである。

委員から、南海電気鉄道株式会社から寄附いただいた経緯について ただしがあり、平成7年頃、三石台周辺緑地で開発計画が起こった際、地元住民の反対もあり、開発地内の緑地については、南海電鉄が第三者に転売しないかわりに市が引き取ってほしいとの話があった。これを受け、平成11年、橋本市開発計画調整会議において協議を行い、第三者に譲渡された場合、トラブルの発生が懸念されるため、南海電鉄に費用負担を求めずに市が引き取ることとなり、現在まで随時引き取ってきた。その後、財政状況も厳しい中、南海電鉄との間で、当該地の維持管理に対する応分の負担を求め協議を行った結果、900万円の寄附をいただけることとなった との

答弁がありました。

J Tからの寄附の内容と地元対策について ただしがあり、J Tからの寄附金のうち、J T跡地内にあるポンプ場周辺の安全対策や隣接国道の修繕等の費用相当分として2,300万円を本基金に積み立て、今後、地元区の要望も含めて対応したい との答弁がありました。

議案第12号は、国土交通省が、京奈和自動車道関連事業として新たに建設し、本市が移管を受ける南側道東家市脇線ほか14路線、同事業により現市道を延長した高野口24号線及び平山団地9号線、並びに本市が企業誘致用地へのアクセス道路として建設した神野々畑田池線の計18路線を新たに市道として認定するとともに、京奈和自動車道関連事業により道路区域に編入されたために市道としての道路形状がなく、東家樋下線、中山線、上戸津井支線の3路線を全面廃止、または一部延長を廃止するものであり、委員会はさきに現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、新たに認定する市道の供用開始時期について ただしがあり、柏原地内の京奈和自動車道側道信号機について、県公安委員会で正式な設置時期は決定されていないが、10月中頃には設置いただけるものと考えており、その時点で全線を一齐に供用開始したい との答弁がありました。

供用開始時期の公表について ただしがあり、県公安委員会より、信号機の設置及び作動の連絡があれば、これに基づき供用開始の告示をしたい との答弁がありました。

信号機設置の問題もあり、工事完了から供用開始まで日数を要することは理解できるが、一日でも早く供用開始できるよう努力いただきたい との要望がありました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願

い申し上げます。

〔「国道じゃなくて里道」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告の中で、1ページ目、下段3行目で、隣接国道とありましたですけど、里道で、報告書のとおりでありますので、ご理解いただきたいと思

います。ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市公共施設等管理基金条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 市道の認定及び廃止について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第9号 橋本市企業誘致対策基金条例の制定について

○議長(中上良隆君) 日程第22 議案第9号 橋本市企業誘致対策基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

企業誘致対策調査特別委員会委員長 19番 中本君。

〔19番(中本正人君)登壇〕

○19番(中本正人君)おはようございます。それでは、朗読をもちまして委員長報告にかえさせていただきます。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第9号 橋本市企業誘致対策基金条例の制定についてを審査するため、9月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第9号は、全国的に企業立地活動が活発になる中、本市においても鋭意企業誘致に取り組み、その成果が徐々に現れてきており、この機を逃さず、企業誘致を円滑に進めるため、企業誘致対策基金を設置し、誘致用地の整備等を図るものである。

委員から、本基金は具体的にどのような場合に充当するのかとのただしがあり、企業との交渉の中で、誘致用地の整備やインフラ整備について、早急な対応が必要となった場合、誘致の機会を逃さないために機動性に優れた支出が行えるよう対応したいとの答弁がありました。

今回、J Tから寄附いただいた4億300万

円のうち、3億8,000万円を本基金に積み立てるとしているが、J Tとの間でどういった交渉がなされたのかとのただしがあり、市内最大の企業であったJ Tが数年前に撤退し、その跡地対策として、J Tに対し、製造業を中心に企業誘致に取り組んでいただくよう強く申し入れてきたが失敗に終わった。これらの過去の経緯等も踏まえ、その後の対策について交渉を重ね、最終的には、ポンプ場周辺の安全対策・管理や里道等の対策も含め、市の企業誘致の取り組みに対し寄附いただくことになったとの答弁がありました。

基金を取り崩し支出する場合、どういった内容の支出であるか明らかにされるのかとのただしがあり、基金の運用上、歳入、歳出ともすべて予算に計上するため、明らかになるとの答弁がありました。

他の基金条例では、運用収益の処理及び処分の条項両方に「予算に計上して」という条文が明記されているものがある中、本基金条例では、処分の条項にこの条文が入っていないことについてただしがあり、本条例を含め同様の形式のものと、両方の条項に明記しているもので、条文の標記方法に違いがあるものの、どちらの場合も基金を処分する場合は予算計上するため、運用上の違いはないとの答弁がありました。

ポンプ場等の安全対策・管理など、地元対策についても十分配慮願いたいとの意見がありました。

以上をもって委員長報告を終わります。議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長(中上良隆君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市企業誘致対策基金条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。